

仕 様 書

無人航空機（回転翼航空機／マルチローター）、（普及啓発、災害等で使用）
トイドローン（プログラミング教育、ドローン体験で使用）

蓬 田 村

無人航空機（回転翼航空機/マルチローター）、トイドローン仕様書

○概 要

この仕様書は、無人航空機（回転翼航空機/マルチローター）、トイドローンに適用するもので、納入機は下記に定めるスペック、各部構造その他を満足するほか、ドローン利活用の使用目的に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

ここに明記されていない箇所については、蓬田村（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

○使用目的

無人航空機（回転翼航空機/マルチローター）、トイドローンは、ドローン利活用推進計画を遂行することを目的として、普及啓発及び災害等の対応のため使用するものである。

○無人航空機（回転翼航空機/マルチローター）（購入機体数 2 機）

1. スペック

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 最大飛行速度（海拔ゼロ地点、無風） | 1 2 m/s 以上 |
| (2) 最大飛行時間（無風） | 4 0 分以上 |
| (3) 動作環境温度 | - 1 0 °C ~ 4 0 °C 以上 |
| (4) 広角カメラ | 焦点距離 2 2 mm 以上 |
| (5) ズームカメラ | 焦点距離 1 6 0 mm 以上 |
| (6) サーマルカメラ | 対角視野 6 0 ° 以上
焦点距離 3 8 mm 以上
解像度 6 0 0 × 5 0 0 以上 |

2. サイズ

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 展開時（プロペラなし） | L=3 5 0 × W=3 0 0 × H=1 1 0 mm 以内 |
| 収納時（プロペラなし） | L=2 3 0 × W=1 0 0 × H=1 0 0 mm 以内 |
| (2) 重 量 | 1, 0 0 0 g 以内 |

3. 付属部品等

- | | |
|-------------|-----|
| (1) スピーカー | 1 式 |
| (2) プロペラガード | 1 式 |

(3) 予備バッテリー

1機あたり3個以上

4. 納品場所

蓬田村役場内

5. 検 査

完成検査は、寸法、外観、その他組立状況を検査し、さらに機体や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

検査に要する器具及び人員等は受注者において準備するものとする。

6. 保 証

納入後1年以内に、設計または製作上の欠陥によるものと認められる故障が発生した場合には、受注者は無償にて修理を行わなければならない。ただし、製造会社等により別途定められた保証期間が1年以上ある場合には、その期間を適用するものとする。なお、特に重大な故障が発生した場合には、上記の期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に対し無償修理を行わせることができる。

○トイドローン（購入機体数2機）

1. スペック

- | | |
|------------|---------|
| (1) 最大速度 | 6m/s 以上 |
| (2) 最大飛行時間 | 8分以上 |
| (3) 最大飛行高度 | 8m以上 |
| (4) 最大伝送距離 | 60m以上 |

2. サイズ

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 寸 法 | 130×150×60mm以内 |
| (2) 重 量（プロペラ、バッテリー含む） | 99g以内 |
- ※プロペラサイズには制限を設けない。

3. バッテリー

- | | |
|--------------|----|
| (1) 着脱式バッテリー | 一式 |
|--------------|----|

4. 付属部品等

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 予備バッテリー | 1機あたり3個以上 |
|-------------|-----------|

5. 内蔵機能

ドローン利活用の目的に足る機能を有しているものとする。

6. 納品場所

蓬田村役場内

7. 検 査

完成検査は、寸法、外観、その他組立状況を検査し、さらに機体や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

検査に要する器具及び人員等は受注者において準備するものとする。

8. 保 証

納入後1年以内に、設計または製作上の欠陥によるものと認められる故障が発生した場合には、受注者は無償にて修理を行わなければならない。ただし、製造会社等により別途定められた保証期間が1年以上ある場合には、その期間を適用するものとする。なお、特に重大な故障が発生した場合には、上記の期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に対し無償修理を行わせることができる。